

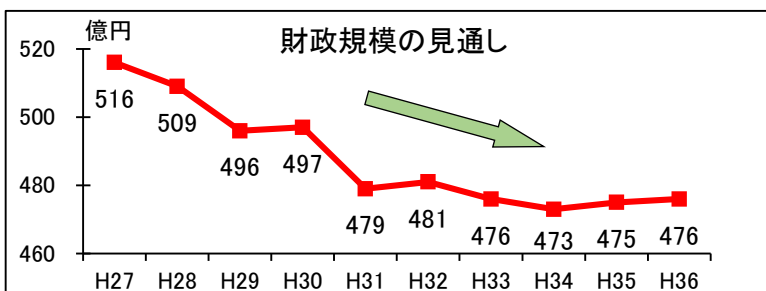
長浜市における官民パートナーシップ推進の概要

長浜市の現状と課題（平成27年4月時点）

健全な財政の確立

- ・人口減少による税収の減少、少子高齢化による扶助費の増加や普通交付税の合併算定替の終了など、財政見通しは非常に厳しい状況です。
- ・現在のサービスを維持していくためには、普通交付税が減少しても安定的な財政運営ができる構造の確立が不可欠です。

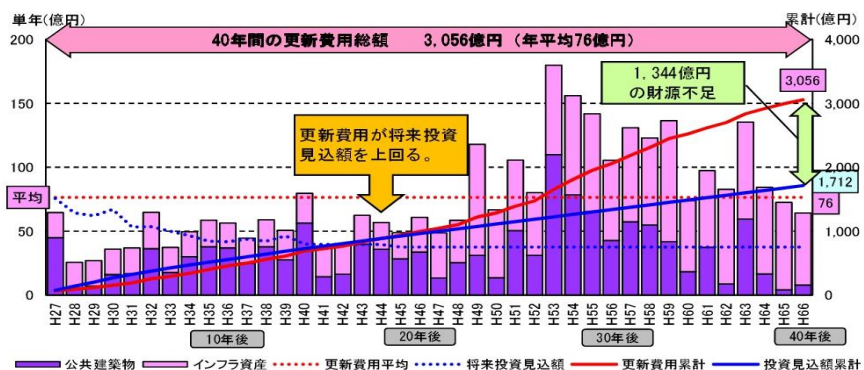
新たな公共の担い手の活用の推進により、歳出規模を削減するとともに、安定的財源を確保することが必要です。



公共施設等の適正配置

- ・今後30年から40年で公共施設等の大量更新時期が到来し、将来の投資見込額を大きく上回る予算が必要です。
- ・将来の更新費用削減に向けて、今後10年間で公共建築物の延床面積を約6%削減することとしています。

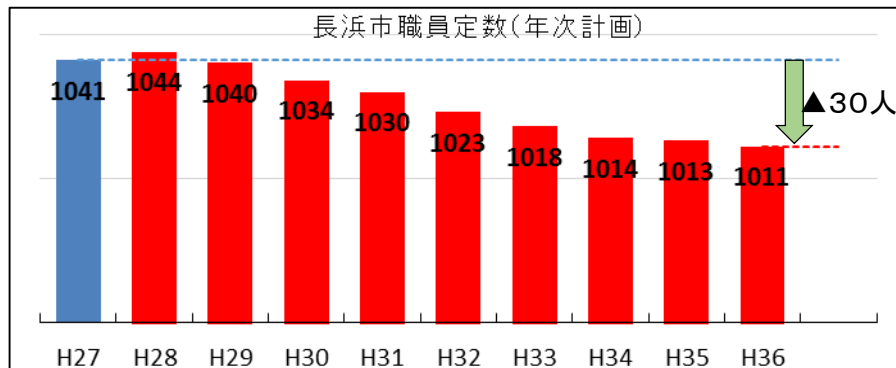
施設整備や管理運営の事業手法については、民間の技術・ノウハウ・資金等の活用を積極的に導入することが必要です。



職員数等の適正化

- ・正規職員数については、簡素で効率的な行財政運営を図るため、計画的に職員数を削減することとしています。
- ・臨時職員については、地方公務員法の規定により雇用期間が最長1年と定められていることから、長期にわたる計画的な人材育成が困難です。

民間委託および市民協働の推進や、指定管理者制度の積極的な活用を進めることが必要です。



現状のまま、行政サービス※を提供していくことは困難

将来にわたり良質な公共サービス※を提供するための仕組みづくりが必要

※「行政サービス」と「公共サービス」

ここでいう「行政サービス」とは、市が、市民に提供するサービスのことであり、「公共サービス」とは、行政サービスを内包する広い概念として、民間と市が連携して生み出すサービスや、提供主体に関わらず広く一般の人々の福利のために提供されるサービスのことを指します。

長浜市官民パートナーシップ推進基本方針（平成28年3月策定）

高い市民力と民間のもつ高い効率性などの強みを公共サービスに導入する手段として、官民パートナーシップ（Public Private Partnership／以下「PPP」という。）の様々な手法の更なる活用を、総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方向性を示し、今後、市が重点的に担うべき役割を明確にし、全庁的な共通認識を図るとともに、最も適切で民間・市ともにメリットがある対等な関係を築き、相互理解を深めながら、効果的かつ効率的な公共サービスを提供する方法を選択するための方針として策定しました。

基本的な考え方

■基本方針

1. 民営化の積極的推進
2. 民間と市の適切な役割分担による官民パートナーシップの推進
3. 新規事業等の検討段階における適正な分析・評価

PPPの概要

PPPとは、一般的に官民が連携・協力して公共サービスの提供を行う手法の総称として用いられています。

長浜市においてPPPとは、民間が持つノウハウ、専門知識及びネットワーク等を活用して、民間と市が適切な役割分担に基づいて公共領域を創造し、公共サービスの充実と効率化を図る手法の総称とします。

PPPは選択する手法によって担い手となるべき主体、市の関与の度合い、その効果が異なるため、事務事業ごとに最適な手法を選択することが必要です。

基本的な方向性

市が担うべき役割として直接実施することがふさわしい事務事業や、今後の地域づくりを進めるうえで重点化すべき事務事業を除くすべての行政サービスをPPP活用検討の対象とします。

■市が直接実施すべき事務事業・重点化すべき事務事業

- ・公権力の行使に係る事務事業
- ・法令等により供給手段に制約のある事務事業
- ・政策立案等に関する事務事業

■PPPの目指す方向性

- ①市民ニーズに即した質の高い民間サービスの調達
- ②行政経営資源の重点配分
- ③地域力の向上と地域経済の活性化

■PPP活用の視点

- ①事業の必要性の検証
- ②民間が参入しやすい環境づくり
- ③地域経済の活性化につながる担い手の育成
- ④リスク分担（責任所在の明確化）
- ⑤競争性・透明性の確保

長浜市官民パートナーシップ実施計画（平成29年3月策定）

市で実施している事務事業のうち、PPP導入が可能と思われるものについて、公共サービスの質の向上・財政負担の軽減の観点から具体的な検討を行うとともに、その是非を検証しPPP推進を図り、PPP導入の検討対象とする事務事業について、目標・スケジュール等を定めるために策定するものです。

■取組期間

平成29(2017)年度から平成32(2020)年度までの4年間（実施状況等から必要な見直しを行います。）

■進行管理

計画の有効性を維持するため、各所管部局で個々の取組項目について、毎年度進行管理の点検及び課題整理を行い、計画の進行状況を精査するとともに、横断的な提案・検討及び全庁的な進行管理を行い、計画の進捗状況・結果について、市ホームページ等で公表し、市民へお知らせします。

■取組項目

PPP導入検討対象 22業務〔検討する実施手法：民間委託(13)、労働者派遣(1)、指定管理者制度(1)、PFI(1)、市民協働(3)、施設譲渡(3)〕